慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ヨーロッパ統合研究への「安全保障研究のコペンハーゲン学派」の適用をめぐる一考察 : EU拡大を事例として
Sub Title	Enlargement of the European Union and the Copenhagen school of security studies
Author	東野, 篤子(Higashino, Atsuko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.5 (2009. 5) ,p.47- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090528-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヨーロッパ統合研究への「安全保障研究のコペンハーゲン学派」の適用をめぐる一考察

――EU拡大を事例として――

東野篤子

はじめに
一　理論的枠組み
（1）セキュリタイゼーション・アプローチの概要
（2）他の理論的アプローチとの比較
（3）セキュリタイゼーション・アプローチの評価
二　EU拡大と安全保障ディスコース
（1）EU東方拡大の実証研究におけるセキュリタイゼーション・アプローチの有用性
（2）EU東方拡大プロセスの諸段階と安全保障ディスコース
おわりに

はじめに

EUの「第五次拡大」は、一九九三年のコペンハーゲン欧州理事会において、中・東欧諸国の将来的なEU加

盟の可能性について原則的に合意したことにより本格化した。その後、一九九七年一二月のルクセンブルク欧州理事会において、六カ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、エストニア、スロベニア、キプロス）と、さらに一九九九年一二月のヘルシンキ欧州理事会において、さらに六カ国（リトアニア、ラトビア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、マルタ）との加盟交渉開始が決定された。その後、二〇〇二年一二月に、ルーマニア、ブルガリアを除く一〇カ国の加盟交渉が終結し、二〇〇四年五月に加盟が実現した。二〇〇四年の時点でルーマニア、ブルガリアも、二〇〇七年一月に加盟を果たしている。この第五次拡大は、新規加盟国と現加盟国との歴然たる経済格差、拡大に伴う財政支出、加盟交渉そのものに伴う膨大な労力など、あらゆる側面からして、冷戦後のEUにとって最も困難な政策のひとつであった。さらにEUの市民から見ても、拡大は極めて不人気な政策であった。このような状況下で拡大が実現したことを受けて、EU拡大の研究においても、「（幾多の困難にもかかわらず）EUはなぜ拡大するという決定を行いえたのか」という問いに対して理論的な説明を提示することに関心が集まりつつある。

本稿の目的は、「安全保障研究のコペンハーゲン学派（The Copenhagen School of Security Studies、本稿では以下CSと略）」による「セキュリタイゼーション（securitisation）」アプローチを手がかりとして、拡大プロセスの重要な促進要因のひとつと考えられる安全保障ディスコースを理解することである。EU拡大を推進しようとするEUの政治指導者の多くは、拡大は「ヨーロッパ大陸における平和と安全の達成」を目指すプロジェクトであると、ことあるごとに表明してきた。こうしたロジックは、拡大を推進するための諸決定を正当化しつつ、拡大への様々な反対や反発を封じ込めてきた。このため、拡大プロセスのダイナミズムをより正確に理解するには、EUの政治指導者らが拡大を正当化するロジックとはどのようなものだったのか、そういったEUの内発的ディスコースはいかなる文脈の中から生じ、拡大をすすめるにあたって具体的にどのような役割を果たしたのか

を分析していく必要がある。

本稿は、EU拡大を推進した要因のひとつである安全保障ディスコースを理解・分析するためのツールとしてのCSの理論枠組みに着目する。[1] 構成としては、まずCSの分析枠組みのなかでもセキュリタイゼーション・アプローチに焦点を絞り、他の国際政治理論とも比較しつつその概要を紹介する。これを受けて、同アプローチを用いたEU拡大研究が、「平和と安全のディスコース」がどのようにしてEU拡大プロセスを推進してきたのか（あるいは停滞させてきたのか）、そして拡大プロセスにおける様々な転換点がどのような主張を通じてもたらされたのかという点を明らかにしうることを時系列的に分析する。[2] これにより、同アプローチを理論的枠組みとしてEU拡大をめぐる安全保障ディスコースの本質・役割・位置づけを検討することが、拡大という困難な政策決定を可能ならしめた要因のひとつを明らかにするにあたり、非常に有益な示唆を与えうると主張する。最後に結論部分では、CSの課題と他の政策領域への適用可能性について検討する。

一　理論的枠組み

（1）セキュリタイゼーション・アプローチの概要

CSとは、一九八五年にデンマーク議会により設立された「平和・紛争研究センター（一九九六年に「コペンハーゲン平和研究所（COPRI）」として、デンマーク研究・情報技術省の管轄化に入る）」に所属して研究活動を行っていた研究者らのことを指す。CSを代表する研究者として知られているのが、平和・紛争研究センター設立当初から主導的な立場にあったオレ・ヴェーヴァー（Ole Wæver）と、一九八八年以降プロジェクト・ディレクターとして活躍してきたバリー・ブザン（Barry Buzan）である。なお、COPRI自体は二〇〇二年に閉鎖さ

れ、二〇〇五年にはデンマーク国際問題研究所（Danish Institute for International Studies）に吸収合併されたが、CSのメンバーとして知られる研究者らは、現在に至るまでもその独特な手法を持って研究を続けており、その研究成果は安全保障研究に重要な足跡を残してきた。代表的な研究として、Buzan, Barry et al. (1998) *Security: A New Framework for Analysis*. Boulder and London: Lynne Rienner Publishers や、Buzan, Barry and Ole Wæver (2003) *Regions and Powers: The Structure of International Relations Theory*. Cambridge: Cambridge University Press. などがある。(3)

CSが正面から取り組むのは、「セキュリティ（security）」とは何かという問題である。伝統的には、安全保障研究は「軍事力の脅威・使用・管理についての研究（ウォルト）」であると位置づけられ、(4)そこでの研究対象は、実在の（objective）脅威に対し、いかに国家が軍事的な手段を持って対抗するかに焦点が当てられてきた。しかし、安全保障研究の進展とともに、そして国際安全保障問題の複雑化に伴い、経済や環境などの非軍事的側面をも安全保障の範疇に入れるべきであるとするアプローチが台頭し、「安全保障とはなにか」、「なにを（どこまでを）安全保障研究の対象とすべきか」という問題をめぐって伝統的アプローチとの間で激しい論争を展開した。(5)とりわけ、冷戦後の新たな安全保障環境に即して安全保障を定義しなおしつつ、学問としての一貫性を保持することは、きわめて困難な知的作業であり、ジレンマであった。(6)CSのアプローチは、この論争に対してひとつの視角を提示したものといえる。

CSによれば、セキュリティは（大方の伝統的な安全保障研究の視点に反し）固定した意味を持つ概念ではなく、また「客観的な定義」を可能とするものでもない。それは、社会的に構築される概念であり、(7)そして「発話行為（speech act）」である。したがってある問題がセキュリティに関する問題として名指しされれば、それがセキュリティ問題に「なる」のである。したがってCSは、セキュリティとは、ある問題を「絶対的なプライオリティ

の地位にまで押し上げるような」「レトリック上の『動き（move）』」であるため[8]、「セキュリタイゼーション（securitisation）」という「ディスコース上の行為（discursive act）」として捉えるほうがより的確であるとする。

この「セキュリタイゼーション」はいくつかの段階を有するプロセスである。まず、（多くの場合）政治指導者である「セキュリタイジング・アクター（securitising actors）」が、目前のある現象を「脅威（threats）」として名指しし、「緊急手段（emergency measures）」をもってそれに対処するべく「特別な権限（special right）」を自らに与えることを要求する。この、セキュリタイジング・アクターによる一連のディスコース上の行為は、セキュリタイゼーションの第一段階としての「セキュリタイジング・ムーブ（securitising moves）」（政治指導者らがある問題を「脅威」であるとして名指しし、自らの推進する政策措置をその脅威からの防衛のための唯一絶対の手段として提示してみせるディスコース上の行為）と呼ばれる。そしてこういった一連のディスコースを聴衆（audiences）が受け入れれば、セキュリタイゼーションが完結する（セキュリティのロジックを用いた政策の正当性が広く受け入れられる）という。このため、セキュリタイゼーションのプロセスを観察するにあたっては、単にある現象が脅威として表現され、ドラマタイズされただけなのか（セキュリタイジング・ムーブが発せられただけなのか）、それともそのようにドラマタイズされた政策手段が実際に実施されることが認められたのか（セキュリタイゼーションが完結したのか）を厳密に区別する必要がある。

一方、CSはこのセキュリタイゼーションを、必ずしも好ましい現象としてはみなしていないことに留意する必要がある。なぜなら、物事をセキュリタイズするとは結局のところ、生じた問題を「通常の政治（normal politics）」を通じて解決することに「失敗」したことに他ならないからである。このためCSは、脅威への対処にあたって最適なオプションは、セキュリタイゼーションではなく、「脱セキュリタイゼーション（desecuritisation）」であるとする。これは、実際に問題に対処するにあたり、「脅威とそれに対する防衛」（あるいは「緊急手

段」の行使）というモードで行うのではなく、通常の政治の手続や、通常の政治領域におけるバーゲニング過程を通じて問題を解決するプロセスである。このため、問題の指摘や名指しの行為であるセキュリタイジング・ムーブは、セキュリタイゼーションと脱セキュリタイゼーションの、二つの異なる帰結をもたらしうるのである。

CSは、脱セキュリタイゼーションの例は第二次世界大戦後のヨーロッパ統合のプロセスにおいて頻繁に観察されてきたと指摘する。その際、名指しされた「脅威」は、絶え間ない戦火にさらされてきた「ヨーロッパ自身の過去（Europe's own past）」であり、そうした悲惨な戦争状態に現在のヨーロッパが回帰していくことであった[9]。すなわち統合は、多くの西ヨーロッパの政治家等によって、「『戦争のヨーロッパ』の回避」や、「ヨーロッパの暗い過去」や「戦争をもたらすような偏狭なナショナリズム」との決別のための手段として語られてきたのであるが[10]、そのセキュリタイジング・ムーブが期待する効果は、これまでの統合路線（すなわち西ヨーロッパにとっての「通常の政治（politics as usual）」）を続行するというものである。脅威を語り、その対処のための緊急手段を提示するものの、その手段の本質とは従来の政策路線を継続することであるという点が、脱セキュリタイゼーションの典型であるというわけである。もちろん、統合が真にヨーロッパの血なまぐさい過去と決別する「唯一の」方法であるか否かについては（あるいは、統合が実際にどの程度戦後ヨーロッパの安全と安定に寄与してきたのかについては）、実証的な見地からも理論的な見地からも議論の余地があろう[11]。しかし、同学派は、「統合がヨーロッパにおける平和構築に『本当に』寄与したのか否か」を実証的に検討することを目指しているのではなく、どのようなディスコースが統合を正当化するために語られてきたのかという点を解明しようとするのである。

（2）他の理論的アプローチとの比較

このCSの理論は、他の国際政治の諸理論とどのように比較されうるのであろうか。国際関係における現実の

社会的構築を強調し、その構築過程におけるディスコースの役割を重視するという点においては、CSはソーシャル・コンストラクティビズムやポスト構造主義などの諸理論と親和性を有するように見受けられる。しかし、CSと他の理論とでは、分析の対象と目的の焦点を明確に異にしている。以下では、こうした他の理論とCSとを比較することにより、CSの特徴をより具体的に考察してみたい。

まずコンストラクティビズムとの違いから検討してみると、コンストラクティビズムの多くは（様々なバリエーションはあれど）特定の集団のアイデンティティの形成と役割を明示的な分析対象とする。[12] これに対し、CSはアイデンティティそのものを明示的な分析対象としているわけではない。もちろん、セキュリタイジング・ムーブによる脅威の名指しは、内集団のアイデンティティをまず構築し、それに敵対する外集団を構築することによってはじめて成り立つはずのものではあるが、CSはそういったアイデンティティがそもそもどのような性質を有し、したがってアクターのどのような自己認識および他者認識に基づいてセキュリタイジング・ムーブが発せられるのかという、ディスコースが発せられる認知的土台や背景については、直接の分析の対象とはしない。CSはあくまでディスコースそのものに目を向ける。すなわち、ある特定の問題をめぐり、いかなる国際的な文脈のなかで、どのようなタイミングでいかなる構造とパターンを有するディスコースが現れ、どのようなロジックを用いてその問題をセキュリタイズし、他のディスコースと対抗関係をなし、そしてさまざまな政治決定を正当化していったのかを跡付けることに焦点を絞る。

この点とも関連するが、ヴェーヴァーは別稿で「アクターは何を考えるか」という問題の解明を目的とする「認知アプローチ（cognitive approach）」と、「アクターはなにを語るか」に焦点を当てる「ディスコース・アプローチ（discursive approach）」とは厳密に区別されなければならないと主張する。すなわち、認知アプローチが、ディスコースをパーセプション、思考、信条などの「指標（indicators）」ととらえ、認知的諸要素を分析

するための手がかりとみなすのに対し、ディスコース・アプローチはディスコースそのものが有意味であり、独立した分析の対象であるとみなす立場をとる。したがってディスコース・アプローチでは、ディスコースの裏に潜むアクターの「真意」を探ること――すなわち、「アクターの言葉と思考は一致しているのか」を問うこと――は考慮の対象外となる。[13] CSはディスコース・アプローチをとるとの立場を明確に示しており、また実際にCSの実証分析にも、アクターの動機や信条などの認知的側面を解明しようとする作業はみられない。このようにCSと、認知的アプローチの代表的理論であるといえるコンストラクティビズムとは、ディスコースによる現実の構築についての関心は共有するものの、その認知的側面については非常に異なる分析的立場を採用しているといえる。

また、ディスコース分析による安全保障研究で注目されたものの一つに、デヴィッド・キャンベル（David Campbell）のポスト構造主義的アプローチが挙げられる。[14] キャンベルは冷戦時の米国の外交政策の分析において、米国は自らのアイデンティティの構築と保持のために、ソ連という敵を積極的に構築する必要があったと論じる。すなわち、自らのアイデンティティのあいまいさと、そこから生じる不安を克服するために、米国にとっての「他者」を恣意的かつ絶え間なく構築することを通じて、あるべき米国の自己像を確認し、保とうとした過程を描き出している。キャンベルはこうした（科学的根拠にはほとんど裏付けられていない）ディスコースの多くが、政治的思惑によって意図的に流布され、やがて米国社会における支配的ディスコースの地位を築いていった過程を批判的に検証する。

ディスコースによる敵概念の構築を強調する限りにおいては、キャンベルとCSのあいだには共通項が存在する。しかし両者の間には、分析の対象のみならず、分析の目的においても見逃せない相違が存在する。まず分析の対象としては、CSはキャンベルと異なり、脅威構築の原因とメカニズムそのものには焦点を当てない。繰り

返しになるがCSは、どのような政治的ディスコースがどのようなタイミングで発せられ、その結果どのような政治的決定が促進されたのかを解明しようとする。次に、キャンベルのアプローチは、安全保障ディスコースによる脅威構築の恣意性や操作性、支配性を強調し、こうしたディスコースの上に築かれる一連の外交政策を批判的に再検討することが最大の分析目的となっている。これに対し前述のとおり、そもそもディスコースがアクターのどのような認知的背景から発せられるのか、換言すればセキュリタイジング・ムーブがどの程度為政者の恣意的な言語・概念操作によって発せられるのかという点は、CSの分析の対象外である。さらにキャンベルが重視するような、ディスコースと科学的データとの整合性は全く問題にしない。というのも、CSにとってのセキュリタイゼーション・アプローチの目的は、安全保障問題をめぐる政治ディスコースの虚構や欺瞞をあばくことではなく、これまで多くの「非」安全保障的なイシューが、実際にはディスコースの力によって安全保障のイシューへと転換させられてきたという現象そのものに注意を喚起し、安全保障の概念をこれまでよりも柔軟にとらえることを呼びかけることであるからである。CSの力点は現状を問題視することよりも、分析者側の視座のあり方を問い直すことにある。

こうしたCSの立場は、多くのポスト構造主義的、ないしは批判論的アプローチを採用する安全保障研究者からは、現状肯定的で、ラディカルさに欠けると映る。実際に、これまでCSに対する批判の急先鋒となってきたのは、英国のウェールズ大学アベリストゥィス校を中心として活躍する批判安全保障理論（Critical Security Studies: CSS）学派に属する研究者らであった。とりわけ、CSにもっとも厳しい立場をとってきたビル・マックスイーニー（Bill McSweeney）は、CSが、基本的に「国家」および「社会」を安全保障の単位としてみなしている点、さらに「誰が安全保障を語りうるのか」、すなわちだれがセキュリタイジング・アクターたりうるのか、という設問に対し、CSがこれを「政治指導者」に限定している点などを挙げ、CSは過度に保守的でエ

リート主義的であり、リアリズムなどの旧態依然とした安全保障アプローチの弱点をそのまま受け継いでいるに他ならないと批判する[15]。国家の個人に対する支配性を批判的に強調し、そこから個人を解放（emancipate）することを安全保障研究の第一義的な目的とするCSSにとっては、イシューの安全保障化が一部の政治エリートの独占的な発話行為によりなされるとするCSの出発点は、第一に受け入れがたく、第二にCSがそういった状況に対して十分に批判的立場をとっていないことを問題視するのである。また、以上のことから明らかなように、CSは、ポスト構造主義者を任ずるヴェーヴァーをその中核メンバーに置いてはいるものの[16]、いわゆる批判理論に属するアプローチとCSとの間には、安全保障研究の目的において大きな違いや温度差が存在しているといえよう。アンツェ・ヴィーナー（Antje Wiener）らの類型による「説明・理解（explanation or understanding）」、「描写・分析（description and analysis）」、「批判・規範的介入（critique and normative intervention）」という、理論の「三つの機能」に即して言えば[17]、キャンベルやCSSのアプローチが明確に「批判・規範的介入」を目指すのに対し、CSのアプローチは（他のディスコース・アプローチとは若干異なり）「説明・理解」寄りなのである。

（3） セキュリタイゼーション・アプローチの評価

すでに見たように、CSは安全保障研究の主流であった実証主義・合理主義を批判し、セキュリティとは発話行為であるとの立場をとる。これ自体が、伝統的な安全保障研究に対して重大な問いかけを発している。すなわち、安全保障研究の領域を分析者の側で固定してしまい、その範囲外とされた現象については安全保障問題として扱わないと決め込むうちに、現実の政治が分析者の想定よりも遥かに多様な問題を安全保障の問題として扱うようになり、分析者が事態の発展から置き去りにされるおそれはないか。CSはこの点に警鐘を鳴らすのである。このため、伝統的には非安全保障領域とみなされていた問題が、一定のディスコースの集積によって安全保障の

問題へと作りかえられていくメカニズムを詳細に追うのである。

この、安全保障問題が発話行為により社会的に構築されるという、CSの大筋の議論については、「革新的かつ生産的」[18]、「安全保障概念の分析上の有用性（analytical utility）を損なうことなく、安全保障の定義を広げるという困難な問題に対する解を提供している」[19]などの積極的評価がなされてきた[20]。とりわけ、同アプローチが、政策決定者らの安全保障の「ロジック」に焦点を当てることによって、ある政策がもともと安全保障上のインプリケーションを有するというよりは、それを安全保障問題として定義することに関心を有する政治家や政策決定者らによって「選び取られ」、安全保障問題と「なっていく」というメカニズムが説明されている点に有用性を認める指摘がなされている[21]。

それでは、とくにEU拡大研究に同アプローチを用いる有用性はどこにあるのだろうか。端的に言えば、EU拡大こそ、従来であれば非安全保障の領域とみなされていた問題が、一定のディスコースの集積によって安全保障の問題へと作りかえられていくメカニズムをたどったのであり、このためCSのアプローチの適用が非常に有益となりうる研究対象である。そこで以下では、セキュリタイゼーション・アプローチがいかなる点でEU拡大をめぐる理解の促進に貢献するのかを、EU拡大をめぐって実際に現れたディスコースと照らし合わせつつ、検討していきたい。

二　EU拡大と安全保障ディスコース

(1)　EU東方拡大の実証研究におけるセキュリタイゼーション・アプローチの有用性

大枠でいえば、CSのアプローチをEU拡大研究に適用する有用性は、以下の二点が指摘できよう。第一に、

EU拡大の文脈でヨーロッパの政治指導者らから発せられたスピーチや、EUの公式声明として発出された宣言文などでは、ヨーロッパにおける「セキュリティ」の定義や概念が拡大プロセスの各段階に応じて実に多様に変化しつつ、新たな政策措置の採択を訴えてきた。ほんの一例を挙げるならば、一九九三年のコペンハーゲン欧州理事会では、ヨーロッパの安全は「中・東欧諸国の経済近代化」そのものであるとして、中・東欧諸国の加盟準備支援の一環として経済支援を行うことを正当化しているし[22]、バラデュール・プラン開始後には、フランスのバラデュール首相とドイツのコール首相が「ヨーロッパの安全保障は中・東欧諸国間の境界線問題とマイノリティ問題の解決にかかっている」と論じている[23]。

さらに拡大にかかわるセキュリタイジング・ムーブで言及される脅威の内容も、時期に応じて大きく変遷してきた。言及されてきた脅威を三つのカテゴリーに分類するなら、第一の脅威は「ヨーロッパの過去」そのものであった。すなわち、二度にわたる世界大戦や、冷戦（あるいは冷戦時代のヨーロッパ分断）がヨーロッパにとっての最大の脅威とされ、EU拡大は、ヨーロッパが二度と戦争や対立に巻き込まれないための、唯一の手段として言及された[24]。第二に、EU加盟を目指す国々の不安定化が、ひいてはヨーロッパ大陸全体を不安定化させる可能性がある脅威であるとして言及された[25]。すなわち、「ポスト共産主義時代の中・東欧諸国の改革の遅れ」[26]、「中・東欧諸国間の地域紛争」[27]、「中・東欧諸国がロシアの影響下に入る可能性」[28]、「中・東欧諸国がEU加盟を待たされることにより、改革意欲を喪失する危険性」[29]などが、様々な政治的ディスコースの中で言及され、EU拡大（あるいは拡大の見通しをこれら諸国に与えること）が、この地域の不安定化をあらゆる側面から回避する唯一の手段であるとして語られた。また、これと極めて近いタイプの主張として、一九九〇年代に頻発したバルカン半島における民族紛争（ボスニア＝ヘルツェゴビナやコソボなど）が、ヨーロッパ大陸全体に波及していく可能性が積極的に語られ、こうした「バルカン化」を効率的に防いでいくための政策措置としてEU拡大が語られた[30]。第三に、

環境汚染や組織犯罪、大量移民やそれに伴う安価な労働力の大量流入など、今後のヨーロッパが抱えうる新しい問題に対処するには、拡大が唯一の効率的な方法だと示された。[31] CSのアプローチを用いることにより、非軍事的セクターにおける非軍事的な脅威が、EU拡大の文脈では安全保障の問題として選び取られ、語られ、それによって一定の政策を正当化していくメカニズムが鮮やかに浮かびあがる。したがってこうした変容する安全保障ディスコースを理解し、それがEU拡大とどのように関連付けて語られ、様々な政策決定をどのように正当化するために用いられてきたのかを説明する際に、同アプローチの有用性が発揮される。

第二に、同アプローチによる「セキュリタイジング・ムーブによる脱セキュリタイゼーション」の流れを手がかりとすれば、EU拡大をめぐる政策論議から政治決定までのディスコースの構造と役割が明確に理解しうる。EU拡大プロセスにおいては、EUの様々な政治指導者らから、極めて頻繁なセキュリタイジング・ムーブが発せられてきた。指導者らは、ヨーロッパが直面する様々な「脅威」に立ち向かい、ヨーロッパ大陸全体における安定と平和を確保するためには、EU拡大を推し進めるしか方法はないというロジックを前面に押し出してきた。拡大は「ヨーロッパ全体の平和と安全を確保するもの」であり、その「代替措置はない」（フェアホイゲン委員）（すなわち、拡大をしない、または拡大実現を大幅に遅らせるという選択肢は事実上ありえない）ものとして語られた。[32] まさにセキュリタイジング・ムーブをひとつの手段として、拡大に反対する加盟国の意見表明を封じつつ、拡大という困難な政策を推進しようとしてきたのである。

しかしいうまでもなく、こういったセキュリタイジング・ムーブの真に意図するところは、EU拡大をセキュリティの問題として扱うことそのものではない。これらのスピーチの究極的な目的は、ヨーロッパ統合推進のケースとまったく同じように、拡大の「脱セキュリタイゼーション」であった。拡大という政策課題は、ヨーロッパ統合の歴史上常に存在していたものであり、EC／EUはその発足当時から拡大問題に直面し続けていた。[33] E

Uにとって拡大はもはやルーティーン化・制度化された政策課題となっている。このため、EU拡大プロセス進展のための合意がいったん加盟国政府間の間で形成されれば、その実施のための技術的な準備作業は欧州委員会を中心とした官僚の手にゆだねられる。実際、「拡大に関連する活動のほとんどは、結局のところ、ブリュッセルにおける技術的な仕事」である[34]。すなわち、「緊急手段」として合意された政策は、「通常の政治の領域の中で」処理されていくことになる（「脱セキュリタイズされる」）のである。このことからEU拡大は、脱セキュリタイゼーションという帰結をもたらすことを目的として、セキュリタイジング・ムーブが発せられてきた好例ということができる。こうしたメカニズムを説明するにあたっては、CSの分析枠組みが非常に有効であるといえよう。それでは以下では、一九九三年から二〇〇二年末までのEU拡大プロセスを追いながら、安全保障ディスコースがどのようにして拡大に係わる諸決定を後押しし、正当化していったのかについて検討したい。

（2）EU東方拡大プロセスの諸段階と安全保障ディスコース

a　コペンハーゲン欧州理事会から『アジェンダ二〇〇〇』発表前まで（一九九三年―一九九七年）

一九九二年の後半以降、中・東欧諸国は将来的なEU加盟の確約をますます強くEUに求めていくのであるが、拡大の早期実現を訴えるセキュリタイジング・ムーブがEU内部からも出されるようになる。こうしたセキュリタイジング・ムーブでは、中・東欧諸国の体制転換が行き詰まり、その近隣諸国が不安定な状況に陥っていることを「脅威」として挙げ、それに立ち向かう緊急手段として、拡大に向けた約束が実施されることを求めていた[35]。結局コペンハーゲン欧州理事会では、将来的な東方拡大を実施することで合意したと同時に、のちに「コペンハーゲン・クライテリア」として知られるようになるEU加盟基準についても合意する。しかし、このコペンハーゲンでの合意が、欧州委員会からの積極的なセキュリタイジング・ムーブで表明されていた懸念が加盟国にも共

有されていた結果であったと解釈するのは早計に過ぎよう。コペンハーゲン欧州理事会の直前まで、中・東欧諸国を今後どのように統合プロセスの中にくみこんでいくのかについての統一的な見解は、加盟国の間では全く存在していなかった[36]。さらに、コペンハーゲン欧州理事会での決定も、EUの拡大が「いつかは」実現するという原則についての合意に過ぎず、なんらの拘束力も持つものではなかった。このため結局のところ、コペンハーゲンでの合意は、それ自体としては特段に否定すべき内容ではないセキュリタイジング・ムーブの内容が、特段の熱意も危機感もなしに受け入れられた結果に過ぎなかった。このため当然のことながら、専門家からはコペンハーゲンにおける合意の意義を疑問視する声が聞かれた[37]。

しかしその一方で、コペンハーゲン欧州理事会では、EU加盟国が将来的な東方拡大の実現について消極的であったにもかかわらず合意形成がなされたのであり、この点は過小評価されるべきではない。このため欧州委員会のセキュリイジング・ムーブは、東方拡大をEUの議題に載せ、拡大問題への取り組みがこれ以上後回しにされることを防いだという点において、重要な役割を果たしたといえるのである。

一方、拡大プロセス初期においては、東方拡大の推進に異を唱える三つのタイプのセキュリタイジング・ムーブも存在していた。第一のロジックは、東方拡大は望ましい政策オプションではないばかりか、長年培ってきたヨーロッパ統合の成果を水泡に帰しかねない「脅威」であり、拡大という脅威がEUを襲う前に、深化を持って対抗すべきと説くものであった[38]。第二のロジックは、EUが東方への拡大ばかりに集中すれば、EUの隣国との関係における「地政学的なバランス」を失うことになりかねないため、EUは自らの東側だけではなく、自らの「南」に位置する地中海の隣国にも関心を向ける必要があると訴えるものであった[39]。第三のロジックは、当時近隣諸国との友好関係を有していない中・東欧諸国のEU加盟を許すことは、これら諸国に蔓延する不安定材料をEUに「輸入」することになりかねないため、これら諸国の安定化をEU加盟のための条件とすべきというもの

であった。こういった主張の最も代表的なものが、「中・東欧諸国のＥＵ加盟は、それら諸国が近辺諸国との友好関係を築いて始めて可能となる。未解決の国境問題や、少数民族同士の紛争を抱えた国はＥＵへの加盟を許されない」とするフランス政府により提唱されたバラデュール・プランであった。[40] こうしたロジックが他のＥＵ加盟国にも伝播していくに従い、[41] バラデュール・プランに参加して近隣諸国関係を改善することが、中・東欧諸国にとって、コペンハーゲン基準の外に設置された、隠れた加盟基準となっていく。[42]

しかしこれらの、ＥＵ東方拡大に反対するセキュリタイジング・ムーブは、拡大プロセスの進展とともにその勢いを失っていくことになる。まず、「拡大の前に深化を」と訴えるセキュリタイジング・ムーブは、一九九四年以降、ハンガリーを筆頭に中・東欧諸国からの正式加盟申請が相次いだことに伴い、正面きっての主張を行うことが政治的に困難な状況に陥っていった。さらに、「東方拡大とのバランスをとるため、新たな地中海政策を」と求めたセキュリタイジング・ムーブは、実際に「バルセロナ・プロセス」と称されるＥＵの地中海政策が稼動し始めたことにより、[43] その目標は充たされ、やはり勢いを失うことになった。バラデュール・プランは、確かに短期的には拡大プロセスの進行を鈍化させることに成功した一方で、「（同プランの提案者である）フランス政府の思惑はどうあれ、中・東欧諸国のＥＵ加盟をこのうえなく効率的な方法で準備するのに大いに貢献した」[44]。すなわち、ＥＵ加盟を希望する中・東欧諸国は、同プランの枠組みを使用しながら実際に近隣諸国問題を克服し、高いレベルでの安定性を手に入れた。これら諸国がいったん安定を手に入れれば、中・東欧諸国の不安定な状況を脅威として掲げるセキュリタイジング・ムーブもまた、その勢いを失わざるを得なかった。

ＥＵ拡大に反するセキュリタイジング・ムーブが勢いを失うにつれ、ＥＵ拡大を推進するセキュリタイジング・ムーブが、ＥＵ加盟国政府関係者や欧州理事会議長総括において次々と発せられるようになっていく。その多くは、東方拡大が冷戦後のＥＵにとって、紛れもなく現実的な要請であり、その事実に正面から立ち向かうべ

きだと主張するものであった。[45] このようにして、EU拡大プロセスの進展とともに、EUの公的ディスコースにおいても、平和や安全の確保の問題と拡大を結び付けて論じることが定着化していくのである。

しかしながら、この時期のセキュリタイジング・ムーブの特徴は、多くの場合、拡大実現に向けた明確な内容を含まないものであったこともまた指摘しておかなければならない。これらの多くが、中・東欧諸国からの加盟要求に好意的かつ積極的にこたえるべきだという原則論を列挙したに過ぎないため、拡大に向けた明確なタイムテーブルや、拡大プロセスの促進方法などは言及されていなかった。[46] 拡大の方向性やプロセス運営方法に関する具体的な議論が本格化していくには、一九九七年七月の『アジェンダ二〇〇〇』の発表を待たねばならなかった。

b 『アジェンダ二〇〇〇』とルクセンブルク欧州理事会（一九九七年）

欧州委員会は一九九七年七月、『アジェンダ二〇〇〇』で、六カ国の加盟候補国（キプロス、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア）との間で加盟交渉を開始することを勧告した。同文書の公表前後より一九九七年一二月のルクセンブルク欧州理事会での最終決定にいたるまでの期間、拡大の方向性や方法をめぐって、EUは深刻な内部対立を経験することになる。拡大をめぐる論争が高まるとともに、それぞれの立場を主張するセキュリタイジング・ムーブ同士の対立の様相を呈するようになる。

拡大の方向性や方法をめぐる最初の対立は、『アジェンダ二〇〇〇』の発表前夜に委員会内部で生じている。欧州委員長のジャック・サンテールは早い段階から、EU機構改革の遅れを理由に、加盟交渉を開始する候補国は「三プラス一」（ハンガリー、ポーランド、チェコ共和国にキプロスを加える）の四カ国とするよう主張し続けていた。これに対し、拡大担当欧州委員のハンス・ファン・デン・ブルック（Hans van den Broek）は、これにエストニアとスロベニアを加えた「五プラス一」と交渉を開始すべきとの見解を有していた。このため、『アジェ

ンダ二〇〇〇』公表直前における問題の焦点は、スロベニアとエストニアとの間の加盟交渉開始を勧告するか否かにあった。これら二カ国は、ハンガリー、ポーランド、チェコ共和国に比較すれば、EU加盟準備に明らかな遅れが指摘されていた。このため、これら二カ国をあえて含めたかたちで加盟交渉を開始するのか否かについては、委員会内部でも見解の分かれるところであったのである。

最終的に『アジェンダ二〇〇〇』は、六カ国との加盟交渉開始を勧告するが、委員会がどのような経緯でこうした結論に至ったのかに関しては、決定的な証拠は存在していない。欧州委員会関係者の多くは、スロベニアとエストニアが加盟交渉を開始する「第一陣諸国」に加わった理由は、これら二カ国の加盟準備状況が、純粋に技術的な観点から「客観的に評価」された結果であるとして、これが政治的な判断ではないことを随所で強調している[47]。ファン・デン・ブルックも当時の状況を振り返り、「技術的観点からすると、スロベニアやエストニアを（加盟交渉から）排除する理由はひとつとして考えられなかった。我々は単純に、公平で客観的な決定を行ったに過ぎない」と筆者に述べている[48]。

しかし、この二カ国を加盟交渉に加えるという決定が、地政学上の観点から下されたことを示唆している材料も少なくない。当時欧州委員会で拡大プロセスに従事していたアラン・メイヒュー（Alan Mayhew）は、スロベニアとエストニアを加盟交渉プロセスに加えるべきとの勧告を委員会が行った背景には、『EUが今後、旧ソ連と旧ユーゴという、ヨーロッパのデリケートな地域へも拡大をしていくのであるという委員会の意思を示しておく必要があった』と述べている[49]。すなわち欧州委員会には、これら二カ国に拡大の見通しを極めて明確に与えることにより、バルト地域や旧ユーゴ地域の安定化をめざす意図があったと見られる。さらに、フィンランドやデンマーク、スウェーデンなどの、北欧のEU加盟国政府関係者も、まったく同様の理由から、「バルト三国のなかからせめて一カ国だけでも」加盟交渉開始国リストに加えるよう、欧州委員会に対し激しいロビーイングを行

ったとされている。[50] いずれにしろ、この決定は「安定化を目的とした加盟交渉の開始」というロジックが、加盟交渉開始国を選定するにあたり、無視できない要因とみなされたことを示唆しているものであり、『アジェンダ二〇〇〇』公表当時はあまり注目されなかったものの、次節で述べるように、その後のEU拡大プロセスにおける極めて重要なディスコースを形成していくことになる。

『アジェンダ二〇〇〇』が公表されたことで、「三プラス一」か、それとも「五プラス一」かをめぐる論争には一応の終止符が打たれた。しかし、一九九七年一二月のルクセンブルク欧州理事会までの道のりは決して平坦なものではなかった。むしろ、同文書公表後からルクセンブルクでの決定までの期間においては、すべての加盟候補国との間で加盟交渉を開始すべきであると強硬に主張するセキュリタイジング・ムーブが浮上したことで、加盟国政府間の意見集約は欧州理事会開催のぎりぎりまでなされなかったのである。さらに、この期間で注目に値するのは、「新たな分断線がヨーロッパにひかれることを防ぐ」ことを掲げて、すべての加盟候補国との交渉を主張していたセキュリタイジング・ムーブが、(少なくともこの時期においては)求めていた効果をもたらすことができず、譲歩を余儀なくされたことにあった。

『アジェンダ二〇〇〇』公表後、大方の加盟国は欧州委員会による勧告を妥当なものであるとして受け入れた。英国政府やドイツ政府はもともと「五プラス一」方式を支持していたし、同文書の公表前の段階ではすべての加盟候補国との間で交渉を開始すべきと主張していたフランス政府も、公表後には欧州委員会の勧告を受け入れる姿勢を見せていた。[51] しかし、デンマーク政府とスウェーデン政府は、「五プラス一」方式を実施すれば、「中・東欧諸国間に危険な分断線を生じさせ、それがひいてはヨーロッパ大陸全体に恐ろしい影響をもたらすことになる」と主張し、ルクセンブルク欧州理事会ですべての加盟候補国との間で交渉を開始するとの決定を行うよう訴え続けた。[52] 加盟交渉から排除される候補国は疎外感にさいなまれ、それが「不安定化をもたらすような政治的効

果」を有する可能性があるというのがその議論の本質であった。[53] 冷戦後のヨーロッパが、EU拡大の間違った進め方によって、再び新たに分断されようとしているとするデンマークとスウェーデンの議論は、拡大プロセスのあり方に関する真剣な再検討をEUに迫ることになった。すなわち、デンマークとスウェーデンがこういった主張を行うようになって以降、拡大をめぐる論議は、いかにして拡大プロセスを「包括的であり、差別的でない（inclusive and non-discriminatory）」ものにするかが焦点となったのである。[54]

最終的に、ルクセンブルク欧州委員会では、加盟交渉を開始しない六カ国との間でも予備的な交渉を行うことや、すべての加盟候補国と現EU加盟国が一堂に会し、候補国と加盟国の間で共通の問題を議論するフォーラムである「欧州会議（European Conference）」を設置することで合意した。拡大プロセスをより包括的なものとすべく、検討が重ねられた結果であった。しかし、正式な加盟交渉を行うのはあくまで「五プラス一」諸国に限るという勧告が結局ルクセンブルク欧州理事会で受け入れられたという点においては、スウェーデンとデンマークの政府関係者が発し続けてきたセキュリタイジング・ムーブは後退を余儀なくされたことを意味していた。このセキュリタイジング・ムーブが敗北した最大の要因は、六カ国以上の候補国との間で加盟交渉を行うことは、当時のEUのキャパシティを越えてしまう懸念があると、多くの加盟国や委員会が見なしていたことであった。すなわち、「ヨーロッパの新たな分断線」を脅威ととらえたセキュリタイジング・ムーブは、最も準備の整った加盟候補国との間で着実に拡大プロセスを進めていくというプラクティカリティの前に敗北したといえる。しかし、このルクセンブルク欧州理事会での合意から二年もしないうちに、すべての加盟候補国との間で交渉を実施すべきとするセキュリタイジング・ムーブは再び復活し、今度は瞬く間にほとんどすべてのEU加盟国によって受け入れられるようになる。そして一九九九年一二月のヘルシンキ欧州理事会では、すべての加盟候補国との間で加盟交渉を開始することが決定されることになる。この劇的な状況の変化をもたらしたのは、一九九八年末から一

九九九年にかけて大きく悪化したコソボ情勢であった。

c　ルクセンブルク欧州理事会からコペンハーゲン欧州理事会まで（一九九九年―二〇〇二年）

ルクセンブルク欧州理事会以降、拡大プロセスにおける最大の焦点は、加盟交渉を開始していない候補国（いわゆる「第二陣諸国」）との間で、いつ、どのようなタイミングで加盟交渉を開始するのかということにあった。スロバキアやリトアニア、ラトビア、そして加盟申請凍結を解除したマルタは、「五プラス一」からは外れたものの、着々と加盟準備を整えつつあった。これに対し、ブルガリアとルーマニアの二カ国は、第二陣諸国の中でも加盟交渉開始準備の遅れが顕著であった。

一九九八年一二月のウィーン欧州理事会に至るプロセスにおいては、準備の整いつつあったスロバキア、リトアニア、ラトビア、マルタとの加盟交渉を行うか否かが議論された。しかし、「第二陣諸国をさらにグループ分け」し、ブルガリアとルーマニアをさらに拡大プロセスの進展から取り残していくことに対し、フランスやイタリア、ギリシャ政府が反対を表明した[55]。この時期においては、第二陣諸国をこれ以上分断することは危険であるというセキュリタイジング・ムーブが、皮肉なことにかえって拡大プロセスの停滞を招いていたともいえる。

しかし、一九九八年一二月末以降のコソボ情勢の悪化は、新たなセキュリタイジング・ムーブの形成を促し、停滞しがちであった拡大プロセスを劇的に変化させつつ、これまで拡大の対象とは明示的にみなされていなかったEUの近隣諸国に対しても、積極的に拡大の見通しを与えていくことになる。まず二〇〇〇年六月のフェイラ欧州理事会で合意された「安定・連合協定」は、これまで実質的には全く拡大政策の範疇に入っていなかった南・東欧諸国にEU加盟の見通しを与えるものとなった。これには、コソボの不安定化が他のバルカン地域に飛び火していく懸念が、当時は極めて深刻なものとして語られていたことが無視できない要因として働き[56]、将来的

なEU加盟の見通しを与えることが不安定な地域を安定化させる手段となりうるとの主張が支配的となっていくのである。[57]

またこの時期を境に、EUによる対ルーマニア・ブルガリア政策が劇的に変化した。それまで、加盟準備の著しい遅れから「現EU加盟国からもっとも弱い支持しか与えられてこなかった加盟候補国」であった両国は、[58]コソボ紛争により大きな打撃を受けたとして、突如としてEU加盟国からの多大な関心と支持を集めるようになる。一九九九年五月に英国のトニー・ブレア（Tony Blair）首相がルーマニアを訪れ、「不安定要素は我々の大陸に、そしてあなたがたの近隣に存在する。……一二月のヘルシンキ欧州理事会で、英国はルーマニアが加盟交渉を開始できるよう支持するつもりだ」と演説し、[59]加盟交渉開始準備が整っていない候補国との交渉には応じられないとする従来の英国政府の立場の転換を明らかにすると、他のEU加盟国政府も次々と、EUと両国との間で早急に加盟交渉を開始すべきであると主張し始める。[60]加盟候補国にEU加盟の見通しを与えることは、結局のところもっとも強力な危機防止策となるとの議論が、拡大プロセスにおける主流を形成し、[61]一九九九年一二月のヘルシンキ欧州理事会における（トルコを除く）すべての加盟候補国との加盟交渉開始の決定を促したのである。

それ以降の拡大プロセスにおいては、EU加盟国の政策担当者の間には、経済的な合理性を根拠に拡大を説明することは困難との理解が定着するようになる。当時のドイツ外務次官による「（ヨーロッパにおいて）平和が達成されるという見通しだけが、唯一拡大を正当化できるのではないだろうか。経済的な理由をもちいて拡大を説明したところで、そんなものを信じる市民などいないだろう」という言葉が如実に表しているとおり、[62]平和や安全保障への言及は、経済的側面からの拡大の正当化が著しく困難になってきたことの裏返しでもあった。しかし二〇〇二年一二月のコペンハーゲン欧州理事会までに至るプロセスは、技術的な加盟交渉が何度も行き詰まり、きわめて困難な段階も迎えたが、拡大推進派は、合意された期日までに加盟交渉を終結させなければ「（加盟候

補諸国で）フラストレーションの波が沸き起こり、ヨーロッパの内部に不安定地帯が生じかねない」（プロディ委員長）[63]とする主張を貫き、[64]きわめて困難な加盟交渉を期限内に纏め上げることに成功したのである。

おわりに

本稿は、EU第五次拡大プロセスのダイナミズムを理解するにあたり、CSのセキュリタイゼーション概念の有用性を検討してきた。いうまでもなく、安全保障のディスコースが拡大プロセスを推進させうる「唯一」の要因であったととらえることはできない。そもそもなぜEU拡大が実現しえたのかについて、単一の要因にのみ依って説明することは不可能であるし、ディスコースとはなんらかの現象の「『原因になる』わけではないが、それを『可能ならしめる』」のであり、[65]促進要因として理解されるべきものであろう。また実証面においても、とりわけ事務レベルで行われる加盟交渉に関しては、経済・社会的側面からの説明が交渉の帰結をうまく説明できることもあろう。しかし「平和と安全」への言及が拡大プロセスにおける最も重要な促進要因のひとつであっただろうと考えられる。そしてCSのアプローチは、そうした言及の構造と役割を踏み込んで理解するうえで有益な手がかりを与えうる。繰り返しになるが、一般的には経済分野における統合を主な活動としてきたEUにとって、「拡大＝安全保障問題」という図式はあまり自明のものとして理解されてこなかった一方で、既加盟諸国にとって、拡大の（少なくとも短期的な）経済的利益もまた、自明のものではなかった。CSのアプローチはこのパラドクスを解き明かし、拡大プロセスの重要な推進要因のひとつとしての安全保障ディスコースの役割に光を当てることを可能にするのである。さらに、本稿でも明らかにしたとおり、一見同じく「ヨーロッパの平和と安全の確保」と拡大とを関連付けるセキュリタイジング・ムーブであっても、そこで呼びかける「緊急措置」とし

ての政策内容はアクターにより異なっている場合も多く、セキュリタイジング・ムーブ同士の対抗関係が見出される場合もある。CSのアプローチはこうした、ディスコース間の相違・対立・収斂などの過程が、政策決定にどのように影響していったのかを跡付けるにあたり、有益な示唆を与えうるのである。[66]

ただし理論面においては、CSのアプローチには、今後一層の精緻化が必要となる側面も少なくない。とりわけCSは、なぜあるセキュリタイジング・ムーブはセキュリタイゼーションをその結果としてもたらし、別のケースでは脱セキュリタイゼーションをもたらすのかは明確に説明していない。前述のとおりCSは、脱セキュリタイゼーションはとりわけヨーロッパ統合の文脈で観察されてきたと論じているが、これがヨーロッパという特殊な国際政治上の文脈でのみ可能となるものなのか、それとも別の要因が働いているのかについては説明していない。この点が理論的に整理されなければ、ある政策をめぐって発せられる安全保障ディスコースの効果と具体的機能をより詳細に理解することもまた困難となろう。

実証面においては、本稿で検討したようなセキュリタイジング・ムーブ（あるいは平和と安全のロジック）は、EU拡大正当化のディスコースを越え、EUの新たな対外政策の正当化の際にも用いられていることに着目したい。とりわけ、EU近隣諸国政策（European Neighbourhood Policy）の策定においては、EU拡大時と極めて似通った正当化の議論がすでに使用されていることに着目すべきであろう。[67] このように、これまではEU拡大プロセスの進展に伴ってEUのディスコースに深く根付いてきたセキュリタイジング・ムーブが、今後さらに様々な対外政策の領域において用いられていく可能性があり、今後このロジックがどのように新たな対外政策に生かされていくのか、引き続き注視していく必要があると思われる。

［謝辞］本稿の執筆にあたり、植田隆子先生（国際基督教大学）、森井裕一先生（東京大学）、鈴木基史先生（京

都大学）および『法学研究』査読者の先生には非常に詳細かつ有益なコメントをいただいた。また田中俊郎先生（慶應義塾大学）には、ヨーロッパ統合全般について、長年にわたりご指導をいただいている。記して心よりお礼申し上げたい。

（1）本稿では焦点の拡散を防ぐため、もっぱら中・東欧からの加盟申請諸国との間で展開された拡大プロセスについて扱う。このため、地中海地域に属し、中・東欧諸国とは異なる安全保障上の事情を有するマルタやキプロス、現在加盟交渉中のトルコとクロアチアについては分析の対象に含めない。

（2）より詳細な時系列的実証研究については、Higashino, Atsuko (2004) 'For the Sake of 'Peace and Security'? The Role of Security in the EU Enlargement Eastwards', *Cooperation and Conflict*, 39(4): 347–368. を参照願いたい。

（3）そのほかにも、Wæver, Ole (1998) 'Security, insecurity and asecurity in the West European non–war community', in Emanuel Adler and Michael Barnett (eds.), *Security Communities*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 69–118 などを参照。なお、この歴史とその発展については、Huysmans, Jef (1998) 'Revisiting Copenhagen: Or, On the Creative Development of a Security Studies Agenda in Europe', *European Journal of International Relations*, 4(4): 479–505. を参照されたい。

（4）Walt, Stephen (1991) 'The Renaissance of Security Studies', *International Studies Quarterly*, 35: 2, 211–239. esp. p. 212.

（5）この論争の詳細については、さしあたり Terrif, Terry, Stuart Croft, Lucy James, Partick J. Morgan (2001) *Security Studies Today* (Cambridge: Polity Press), ch. 5. を参照。

（6）Ayoob, Mohammed (1997) 'Defining Security: A Subaltern Perspective', in Keith Krauth and Michael Williams (eds.) *Critical Security Studies: Concepts and Cases*. London: UCL, pp. 121–148. esp. p. 121.

（7）Buzan et al., *op. cit.*, p.57.

(8) *Ibid.*, p.176.

(9) Buzan et al., *op. cit.*, pp. 171–191; Wæver, Ole (1995) 'Securitization and Desecuritization', in Ronnie D. Lipschutz (ed.), *On Security*. New York: Columbia University Press. pp. 46–86. esp. pp. 71–75; Buzan and Wæver, *op. cit.*, pp. 356–361.

(10) こうしたスピーチの例として、Wæver, 'Securitization and Desecuritization', pp.73–74. (スピーチ原本は Conférence de presse de M. François Mitterrand, Président de la République, Berlin le 22 décembre 1989) ; Santer, Jacques (1995) Speech to the European Parliament, *Debate of the European Parliament*, 17 January; Mitterrand, François (1995) 'Programme of the French Presidency', Speech in the European Parliament, Strasbourg, 17 January. などを参照。

(11) たとえばモラブチク (Andrew Moravcsik) は、第二次世界大戦後にドイツとフランスが一回も戦争をしなかったのは、第二次世界大戦後に両国の間でいわゆる「デモクラティック・ピース」が実現されたまでのことであり、統合という現象そのものがヨーロッパの平和構築にどれほど直接的に貢献したかは疑わしいと述べているほどである。Moravcsik, Andrew (1999) 'The Future of European Integration Studies: Social Theory or Social Science?' *Millennium* 28(2), pp. 371–391.

(12) アイデンティティを分析対象として最重要視するコンストラクティビズムの一例として、Wendt, Alexander (1999) *Social Theory of International Politics* (Cambridge: Cambridge University Press).

(13) Wæver, Ole (2004) "Discursive Approaches" in Thomas Diez and Antje Wiener (eds.) *European Integration Theory* (Oxford: Oxford University Press), p. 199.

(14) Campbell, David (1998) *Writing Security: United States Foreign Policy and Politics of Identity* (Manchester: Manchester University Press).

(15) McSweeney, Bill (1998) 'Durkheim and the Copenhagen School: A Response to Buzan and Wæver', *Review of International Studies*, 24(1): 137–40. また、必ずしも批判学派には属さないものの、マックスイーニーと同様、この国家中心的なアプローチに対する批判として、Knudsen, Olav, F. (2001) 'Post-Copenhagen Security Stud-

ies: Desecuritizing Securitization', Security Dialogue, 32(3): p. 359. も参照。

(16) この点については、Buzan et al, *op. cit.*, p. 2. この意味では、セキュリタイゼーション・アプローチとは、もともとリアリストであったブザンと、ポストモダニストを自負するウェーヴァーとの、いわば奇妙なコラボレーションである。

(17) この分類については、Diez, Thomas and Antje Wiener (2006) 'The Mosaic of integration theory', in Diez and Wiener (eds.), *op. cit.*, pp.17–18.

(18) Williams , Michael C. (2003) 'Words, Images, Enemies: Securitization and International Politics', *International Studies Quarterly* 47(4): 511–31.

(19) Hyde–Price (2001) 'Beware the Jabberwock!', p. 39.

(20) ただし土山實男はこの点について、「その社会で安全保障といわれるようになったものが安全保障だという一種の同義反復」であり、したがって「実は安全保障とはなにかを説明しているわけではない」と批判している。土山實男『安全保障の国際政治学 焦りと傲り』、有斐閣、二〇〇四年、八五―八六ページ。

(21) Knudsen, *op.cit.*.

(22) Conclusions of the Presidency, Copenhagen European Council, 21 and 22 June 1993.

(23) Balladur, Édouard and Kohl, Helmut (1994) 'Préparer la paix', *Le Monde*, 17 May.

(24) こうしたスピーチの典型として、Fischer, Joschka (2000) 'From Confederacy to Federation–Thoughts on the finality of European inregration', Speech at the Humboldt University of Berlin, 12 May.

(25) たとえば、Blair, Tony (2000) Speech at the Polish Stock Exchange, 6 October.

(26) 以下の記事に紹介された当時の欧州委員長であったジャック・ドロール (Jacque Deleors) のスピーチの一部において、こうした認識が示されている。*Agence Europe*, No. 6185, 7/8 March 1994.

(27) Commission (1993) *Towards a Closer Association with the countries of Central and Eastern Europe*, SEC (93) 648, 18 May, pp. 1–3; Straw, Jack (2002) House of Commons debate, 11 December.

(28) 'Un entretien avec le vice–president de la Commission européenne Sir Leon Brittan: Nous n'avon pas le

droit de dire non au pays d'Europe de l'Est', *Le Monde*, 14 April 1994.

(29) Prodi (2000) 'Ich bin eine Dieselmaschine', in Focus, 31 Januar, pp. 262-264. 類似のテイスコースとして、Verheugen, Günter (2000) Debates of the European Parliament, 3 October.

(30) これらのセキュリタイジング・ムーブの具体例については、本稿二（2）において紹介している。

(31) 例えば Verheugen, Günter (2000) Debates of the European Parliament, 3 October.

(32) 例えば Verheugen, Günter (2000) Debates of the European Parliament, 6 September.

(33) この点については、Croft, Stuart et al (1998) *The Enlargement of Europe* (Manchester and New York: Manchester University Press), p.56. を参照。

(34) Sedelmeier, Ulrich (2000) 'Eastern Enlargement: Risk, Rationality, and Role-Compliance' in Maria Green Cowles and Michael Smith (eds.), *The State of the European Union, Vol. 5: Risks, Reform, Resistance and Revival*, Oxford: Oxford University Press, pp.164-185.

(35) Commission (1993) *Towards a Closer Association with the Countries of Central and Eastern Europe*, pp.1-3.

(36) *Agence Europe*, No. 5958, 9 April 1993.

(37) Mayhew, Alan (1998) *Recreating Europe*. Cambridge: Cambridge University Press, p.29.

(38) Mitterrand, François (1994) Interview à France 2 (extraits), Paris, 12 September. Reprinted in *Texte et Documents: Politique étrangère de la France, septembre-octobre 1994*. Paris: La Documentation Française. この発言は当時のフランス政府関係者の見解を大方正確に代弁しているものであったといえよう。たとえば、'EU's outstretched hand to the east begins to waver', *Financial Times*, 23 November 1994. も参照。

(39) たとえば、'*Agence Europe*, No.6358, 17 November 1994. 所収のマニュエル・マラン（Manuel Marin）欧州委員のスピーチを参照。

(40) たとえば、'Whose stability pact?' *The Economist*, 18 March 1995. におけるアラン・ラマスール（Alain Lammassoure）欧州問題担当大臣の発言を参照。

(41) *Agence Europe*, No.6238, 27 May 1994.

(42) 同様の見解については、Schimmelfennig, Frank (2001) 'The Community Trap: Liberal Norms, Rhetorical Action and the Eastern Enlargement of the European Union', *International Organization*, 55(1): 47-80. esp. p.56.

(43) EU拡大を推進するドイツ政府と、地中海政策をより重視するスペインやフランス政府との間のバーゲニングとその意義については、Sedelmeier, Ulrich and Helen Wallace (2000) 'Eastern Enlargement: strategy or a second thought?' in Helen Wallace and William Wallace (eds.), *Policy making in the European Union, 3rd edition*. Oxford; Oxford University Press, pp. 427-460, esp. pp.442-3.

(44) 二〇〇三年一一月二四日、欧州委員会拡大総局課長へのインタビュー、ブリュッセル。

(45) こうした主張の例として、Major, John (1993) 'Raise your eyes, There is a Land Beyond', *The Economist*, 25 September; European Council (1994) *Conclusions of the Presidency, Essen European Council*, 9 and 10 December; European Council (1995) *Conclusions of the Presidency, Madrid European Council*, 15 and 16 December;

(46) ほぼ唯一の例外として、この時期に発せられた極めて具体的なセキュリタイジング・ムーブを含んでいる以下の政策文書を参照。CDU/CSU (1994), *Fraktion des Deutschen Bundestages, Überlegnmengen zur europäischen Politik*, 1 September. 当時のドイツ与党は同文書で、「ヴィシェグラード諸国とスロベニアを二〇〇〇年までに」EUに加盟させることが死活的に重要であるとして、さもなければ「ヨーロッパは第二次世界大戦前の状態に回帰し」、「ドイツは東西の狭間に落ち込み」、「中・東欧は安全保障の真空地帯に再び陥っていくであろう」と、生々しい警告を発している。

(47) たとえば *Financial Times*, 11 July 1997. を参照。

(48) ファン・デン・ブルック氏とのインタビュー、二〇〇三年一一月二五日、ハーグ。

(49) Mayhew (1998) *Recreating Europe*, p. 36. 当時のフィナンシャル・タイムズ紙社説も同様の見方をしている。*Financial Times*, 10 July 1997 を参照。

(50) *Financial Times*, 10 July 1997. 同様の指摘として、Baun (2000) *A Wider Europe*, p. 86. も参照。北欧のEU加盟諸国からのこのようなロビーイングが実際にあったことについては、筆者が行った欧州委員会拡大総局課長経験者

二名とのインタビュー（二〇〇三年一一月二四日および二六日）により証言を得ている。

(51) 詳細については、東野篤子「EU東方拡大への道、一九九五―一九九七年―欧州委員会、ドイツ、フランス、英国の立場を中心に―」『日本EU学会年報』（二〇〇〇年第二〇号）を参照。

(52) *The Guardian*, 14 July 1997; *Agence Europe*, No.7021, 22 July 1997; *Agence Europe*, No.7106, 24 November 1997; Avery and Cameron (1998) *The Enlargement of the European Union*, p.129.

(53) Smith (2004) *The Making of EU Foreign Policy*, p.129.

(54) Baun (2000) *A Wider Europe*, p. 90.

(55) たとえば、*Agence Europe*, No. 7339, 10 November 1998. を参照。

(56) たとえば『エコノミスト』誌は当時、とりわけマケドニア、アルバニア、モンテネグロがコソボ紛争の直接的な影響を被り、不安定化の道を歩むと警告し続けていた。'No place for them both', *Economist*, 3 April 1999; 'The powderkeg', *Economist*, 29 April 1999; 'In the balance', *Economist*, 8 May 1999; 'The next Kosovo', *Economist*, 14 August 1999.

(57) こうした主張を端的に表したものとして、Commission (1999) *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament on the stabilisation and association process for countries of South-Eastern Europe-Bosnia and Herzegovina, Croatia, Federal Republic of Yugoslavia, former Yugoslav Republic of Macedonia and Albania*. COM (99)235 final. 17 May.

(58) Wallace, William (1996) *Opening the Door: the Enlargement of NATO and the European Union*. London: Centre for European Reform. p.27.

(59) Blair, Tony (1999) Speech at the Romanian Parliament, Bucharest, 4 May. ブレアは五月一四日にはブルガリアを訪れ、同様のスピーチを行っている。Blair, Tony (1999) Speech at the Sofia University, Sofia, 17 May.

(60) *Agence Europe*, No.7511, 20 July 1999.

(61) *Agence Europe*, No.7474, 29 May 1999. 同様の見解については、Baun (2000) *A Wider Europe*, pp. 230–233.

(62) *Agence Europe*, No.7739, 17 July 2001.

(63) Prodi (2000) 'Ich bin eine Dieselmaschine', in *Focus*, 31 Januar, pp. 262–264.

(64) 類似のディスコースとして、Verheugen, Günter (2000) Debates of the European Parliament, 3 October.

(65) Diez (2001) 'Speaking Europe', in Christiansen, Thomas et al., *The Social Construction of Europe* (London: Sage Publisher), p. 98.

(66) なお、ディスコース間の対抗関係がEUの政体構築に与えた影響を検討した、先駆的な邦語研究論文として、以下を参照。今後はこうした研究と、CSの安全保障ディスコース分析との結節点を見出していくことも、重要な研究課題となろう。臼井陽一郎「EUガバナンスの研究と言説構成論の試み」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第一〇号、二〇〇七年、六一―七九頁。

(67) 一例として、Solana, Javier (2001) 'Enlargement of the European Union-Opportunity or Threat?', Speech at the Utrecht Theatre, Utrecht. 19 June. や、Durinda, Milulas and Adrian Nastase (2004) 'Extending peace is the priority for a wider Europe', *Financial Times*, 18 March. を参照。